

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 6 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 6 年 3 月 22 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
和歌山県市町村総合事務組合規約の改正に関する協議について |
| 日程第 3 | 報告第 4 号 | 令和 6 年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画
及び予算について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 令和 5 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3
号) |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 令和 5 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 令和 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 令和 5 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予
算 (第 2 号) |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 令和 6 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 令和 6 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 令和 6 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 令和 6 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 令和 6 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 令和 6 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 令和 6 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 令和 6 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 | 令和 6 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 | 令和 6 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 20 | 議案第 19 号 | 令和 6 年度有田川町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 21 | 議案第 20 号 | 令和 6 年度有田川町下水道事業会計予算 |
| 日程第 22 | 議案第 21 号 | 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 22 号 | 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 23 号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |

- 日程第25 議案第24号 有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第28号 有田川町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第30号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第31号 有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第32号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 常任委員の選任
- 日程第35 議会運営委員の選任
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第37 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第38 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第39 議員派遣の件
- 日程第40 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

10番	林 宣 男	12番	森 谷 信 哉
-----	-------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	井本英克
総務政策部長	井上光生	消防長	高井永行
産業振興部長	細野正人	建設環境部長	竹中幸生
清水行政局長	中谷芳尚	総務課長	原秀文
財務課長	山縣和弘	企画調整課長	林光彦
教育長	片嶋博	教育部長	小澤俊彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	中屋正也	書記	細野鶴子
------	------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人あります。

……………日程第1 報告第2号……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第2 報告第3号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第3 報告第4号……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、報告第4号、令和6年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算についてを議題とします。

この件について、委員長から調査の経過及び結果について報告をお願いします。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。産業建設住民常任委員会より御報告を申し上げます。

去る3月5日、全員協議会において、当委員会へ調査を依頼されました報告第4号、令和6年度一般財団法人ふるさと開発公社の事業計画及び予算について調査を行いましたので、御報告いたします。

委員会は3月7日木曜日に開催し、令和6年度の事業計画及び予算について、産業振興部及びふるさと開発公社職員より内容を聞かせていただきました。本年度の事業計画は、新しみず温泉のオープンを7月に控えていることにより、清水地域への来客数が増えることを見込んで、前年度に比べて収支が大幅に増加したものとなっております。

この理由として、施設の情報発信を強化することにより、近隣施設との連携を密に

して多くの集客に努め、収入増につなげていくとのことでありました。

予算については、事業収入を令和5年度に比べて25%増の9,000万円、歳出においては、事業費用を前年度比30%増の2,110万円と見込んでおり、食材や土産物等の仕入れ価格が上昇していることも増加の一因であります。

また、管理費用は前年度比30%増となっておりますけれども、臨時職員を増員して稼働日を増やしていく計画とのことであります。

以上のことより、全体の最終的な収支は利益額500万円を見込んでおり、従業員に対する処遇改善にも意欲を見せております。今後も公社としての立場を考慮しながらも、少しずつではありますが経営改革が進んでいることなどを踏まえ、当委員会は今後の方向に期待しているところであります。

以上、調査結果を御報告するとともに、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上、委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第4 議案第2号……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、議案第2号、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第3号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、議案第3号、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第4号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議案第4号、令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第5号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、議案第5号、令和5年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第7号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第7号、令和6年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

一つ確認したいことがあります。

8款土木費、4項都市計画費、2目公園費の中の16節公有財産購入費で土地購入費4億円と、15節委託料で測量設計監理等委託料5,400万円が予算計上されております。これは防災公園に関する予算ですけれども、この予算については3月12日の予算研究会において担当課より説明を受けました。数人の議員からの質問もありましたが、今まで都市公園だったので産業建設住民常任委員会の管轄でありましたが、今度からは防災公園となるので総務文教福祉常任委員会の管轄となります。私たち議員は、町民に説明する義務があります。今後、県から何らかの連絡やアクションがあった場合、また予算の多少にかかわらず執行する場合は、議員全員に対して報告や説明をするよう申入れをしました。その結果、全員に説明をするとの答弁だったと認識しております。

お聞きしますけれども、町長も出席されている定例会の本会議場で、議員全員に対

して、どのような小さなことでも報告と説明をするとの認識でよろしいでしょうか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

星田議員の質疑にお答えいたします。

3月12日の予算研究会で説明いたしましたとおり、議員の皆さんに逐次報告してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

今後は、細かく議員全員に対して報告なり、説明なり、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

今の星田議員のほうに関連してになるんですけども、この間、予算の説明会のときにあっては、土地の購入につきましては、これ県当局から報告があるということやっただんですけども、まだまだあそこの土地がいいとも悪いともまだ報告も受けておりません。

そして、またこれ大事なことなんですけど、防災公園というのは大変大事なことです。今回も傍聴に徳田区の人も来てもらっています。大変注目が高いです。我々議員一同、全員これに反対するわけではありません。絶対にいいもんやさかいに進めなあかんことは確かですけども、やはり今、星田議員がおっしゃったように、住民にちゃんと説明ができる場を設けないとできないと思います。

この件につきましては、やはり県当局にしっかりと早く言ってもらって、それでこの土地は問題がありませんよという書類をちゃんと議会のほうに提出していただいて、仮に土地の予算を出して執行する前でも、取得する前でも、これ土地購入は議会案件になると思いますんで、そんなときに否決があった場合やったら困りますんで、議会と執行部は両輪となって信頼関係をもっていけるように、こういうような予算はしっかりと吟味していただいて、住民にこの有田川町の予算はしっかりとやってるよという感じのものを示さなあきません。その中でこれは要望しますけども、今回、県のほうで今、書類は調べてもらってますと言うんやったら、ちゃんと書類がしっかり出て、ここの土地は問題がありませんよ、住民が喜んで利用できるような感じにもっ

ていけますように執行部のほうで取り扱ってもらって、議会のほうに報告してもらおう
ようにはできるでしょうか。

○議長（谷畑 進）

答弁は。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

こっちはほうは、要望で言うたら出してくれるかと言うさけ、出しますか、出しま
せんかということと言うたら県当局に言うたら、答えしか言えませんか僕らは聞いて
ないんで、そういうふうなやつを議会のほうに、県からは自分たちが町の執行部で
聞いてきましたという答えを出してもらえるかどうかお聞きいたします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

県の結果につきましては、また議会のほうに報告させていただきます。

○議長（谷畑 進）

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

今、部長が県のほうから結果が出てきたら報告させてもらおうと言うたんですけども、
これ去年の12月頃には結果が出ますよということで僕らは報告を受けたと思うんで
すよ。それが今出てないということやったら出ます、出ますと言って予算は認めたま
かいに使いましたということじゃ困りますんで、やっぱり後ろに傍聴に来てはる方も
物すごく心配してるし、防災と言うて今回の地震があった中で大変重要なことやし、
こんなん反対する議員は誰もいないと思いますんで、ちゃんと後の予算を執行する上
で大事な税金を使うんやさかいに、損というか無駄のないように、住民の大事な税金
やさかいにそれを使えるようによろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

有田川町、中山正隆をよう信用しませんか。この予算は上程する、予算取りの予算
です。何も今現在、執行するということないんです。だから、当初予算、年度の初め
だから町として予算取りします。もし土地にいわく的なもんがあれば、黒と出れば、
予算執行は町として毛頭しませんやろ。もし町が県からイエスという答えが出たら、
この予算を執行します。

皆さん、議員であつたら御存じのとおり、予算取りは、どこでも予算というのは上
程して予算取りをしますやろ、当初で。だから、それに対して、仮に今言われている
ようにいわくのある黒と出れば、中山正隆が執行しますか。当然執行しませんやろ、

そういう土地であれば。だから、その結果、白であるということの感覚で県が報告してくれてますけども、みんなの質疑応答で、もう一遍再度きっちりした数字を出しますと県が言うてるんです。だから、それはいつ頃出てくるんなといたら4月初めに出てくる予定です。再度再度調べて、物すごい慎重にそういうふうにやっていますんで、予算取りは当初予算でやるということです。それが出てくるまで執行とかそういうことはいたしませんという格好で、町の御意見を聞いているんです。

僕としたら、中山町長が合併してから18年、一生懸命町のために尽くしてきて、今度この防災公園にぶち当たってます。その防災公園はみんなのために、現状を見てくださいよ、石川県の能登、今まで避難場所がのうてどうしようもない、ああいう経緯・結果を今踏まえて、うちの町長が英断してくれて、何とか防災公園を成り立てるようにしていかないかということ、そういう経緯・結果でやってきて、再度県へあの土地は異常ないか、そういういわゆる的ないかということ、僕がチラシで有名になりましたんで、そのチラシが先行しましたんで、認識がそのチラシへみんな行ってるんです。

現実には、うちの町長が一生懸命にあの何とか防災公園を成立したい、そやけどその土地にどうのこうのがあるんでしたら、それは進行できませんとはっきり言い切っているんで、皆さんがもうじき県の経緯・結果、再度県が慎重に調べてくれてるんで、その経緯・結果が出てからの判断でよろしいんでないでしょうかと思うんですけども、後ほどまた町長の何をお聞かせいただければということで、間を図って町長に一応御意見をいただく時期が来たらすぐ町長に、議長お願いいたしますんで、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（谷畑 進）

町長に答弁を、まだ。

15番、殿井 堯君。

○15番（殿井 堯）

その時期が来まして、もし何か出ました後で、それに対して町長の答弁もこっちのほうから求めたいと思いますんで、その節は議長、よろしく願いしておきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これは議案第7号ですよ。

幾つかあるんですが、今、何か用地の問題でヒートアップしかかってたんで、私は違う角度から幾つか質疑させていただきます。

まず、この予算に去年からですけども万博首長連合負担金を10万円を組んでおり

ます。正会員の場合、こういう額だったと思うんですけども、当町と同じように県下の正会員の市町村を教えてくださいたいのが一つ。

それから、保育士の問題です。今、会計年度任用職員の保育士が増えてきて、50%を超えるぐらいになっております。やはり保育士は正規保育士で対応すべきだということで、その辺の姿勢を伺っておきたいのと、それからもう一遍にいきますけども、学童保育の保育料のことなんですけども、前に何回か質問が出て、減免の制度をつくれということで、担当部もそういう方向で進めているということだったんですが、いまだに実現できていないのはなぜなのかということが一つ。

それから、社会教育課の備品購入費26万円の中に、ワックスモップの費用額というのが組み込まれているのが分かったんです。この御説明をいただきたいのと、それから学校給食の米飯加工委託料519万円、昨年度の予算額で言いますと216万円余りだったんですが、大幅に増額しておりますがこの理由をお伺いしたいのと、それから消防団の問題です。消防団の現人員が882人、定員は900人と聞いておりますけども、ただここで問題なのは、交付税措置の対象人数なんですよ。これがお聞きしたら500人弱ということですから、500人とすれば57%の公的措置しかされないと。これいかなものかと。ですから、国に対してこの消防団員というのは大変大事な仕事をしてますから、交付税の引上げの対象人数を増やすように、ぜひ国へ言っていただきたいんですけども、この点まずいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑のうち、2点ほど答えさせていただきます。

まず、万博首长連合の負担金につきまして、うちと同様に会員になってる市町についてです。それにつきましては、海南市、有田市、高野町、そしてうち、和歌山県下では4市町でございます。あと、もちろん消防の強化、防災力の強化という面で、交付税の算入というところでは、県や市町村会を通じて要望しています。今後とも要望していくつもりでございます。

この2点については以上です。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。教育委員会からは、4点お答えさせていただきます。

まず最初に、正規保育士を増やすべきではないかということなんですけども、こちらにつきましては、教育委員会といたしましては、引き続き正規保育士の採用を要望していきたいと考えております。

次に、学童保育所の減免制度化に向けてについてでございますけども、こちらにつきましては、減免制度を各事業所が申込み案内に記載したほうがいいとの要望があり、令和6年度の実施は見送っております。早期の実施に向け、各事業所と協議していきたいと考えております。

次に、社会教育課の備品購入費26万円でございますけども、こちらはワックスモップ専用のモップ3本の17万2,000円と秋葉多目的スポーツ施設のテニスの支柱8万8,000円を合わせたの金額になります。文部科学省から体育館の床面の剥離による負傷事故防止のため、水拭き及び水分を含むワックスがけは行うべきではないという通知がされておまして、今回行うのも水分を含まない体育館床板のメンテナンス材を塗布するための専用モップでございます。専用モップで拭くことで効率よく塗布することができると考えております。

次に、学校給食の米飯加工委託料についてですけども、こちらは吉備中学校の米飯加工委託料として322万4,000円を計上したことによる増額となっております。教育委員会からは以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度質疑をさせていただきます。

防災公園の用地購入と測量設計費であります。用地購入に4億円、測量設計業務に5,400万円計上しております。用地購入で3分の1の1億3,333万3,000円、測量設計で国の2分の1の2,700万円の補助があつて、合計1億6,033万3,000円、これは土地購入の35.3%を占めておりますのが補助額。差額が町負担だとすれば2億9,366万7,000円の試算となるわけですけども、これはこの計算でいいんでしょうか。これが一つ。

それから、面積なんですけれども3万5,500平米で、登記簿で調べてみますと3万3,087平米となっております。差の面積2,413平米はどういうことになるのか御説明いただきたいと思ひます。

それから、この現所有者ですけども、令和3年7月7日に所有者になっているわけですが、業者を登記簿で見ますと、業務内容の中で不動産売買、土地建築請負、土地の増整備開発など8業務となっているんですが、現所有者の業務から鑑定に影響が出ないか、複数の業者に鑑定してもらふ必要があつたほうがいいんじゃないかというその辺なんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

最初の町の負担分につきましては、もう議員おっしゃるとおりの負担になります。

続きまして、面積の差についてなんですが、議員おっしゃった3万3,087平米につきましては、一番大きなため池という地目の部分の筆になります。そのほかに9筆ございまして、堤とか用悪水路そういうものが附属しているようになります。

三つ目の鑑定を複数の業者に依頼したほうがいいんじゃないかというお話なんですけど、現在、不動産鑑定につきましては国土交通省の不動産鑑定評価基準と言うものに基づいて行われますので、業者が複数になってもそのような差が出てこないという認識でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はございませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

今の件に関して質疑をさせていただきたいと思います。

予算の研究会で評価価格、今月末に出るとお聞きしたんですけれども、もう出たんでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

まだ、その評価結果は出ておりません。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありますか。

1番、濃添勇作君。

○1番（濃添勇作）

まず、この土地なんですけども、看板も設置されてない。土地を売却するというのをどのような形で知ったんかというのがまず一番先に気になるんですよ。部長、お願いします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

その土地を売るとかという以前に、これは都市計画の中にこういう土地があるので、防災公園として整備するという計画を今盛り込んで変更の認可を得たところです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

1番、濃添勇作君。

○1番（濃添勇作）

やはり、これは相手が売るとか売らんとかまだこの話も出てない中で、結局ここまで予算が進んでいるというのはどうかなと思うんですけど、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

公共事業の場合は、公園に限らずまず予算化して、それから用地交渉等を行うというのが普通の手順になりますので。

以上です。

○議長（谷畑 進）

1 番、濃添勇作君。

○1 番（濃添勇作）

なら何で今その県条例の話でいろいろ問題になっているのか、そこら辺もはっきりしたい。この問題が解決してからこの予算とか進めていくほうが、順序が間違っていないか、違うのかなと私は思いますけどいかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

議員おっしゃる点につきましては、現所有者と県との間の話であろうかと思えます。それと予算につきましては、地方自治法の中に総計予算主義の原則というものがございます、その年度に見込まれる予算は全て計上するというような形ですので予算計上しております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

濃添勇作君の質疑は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言はできません。

ほかに質疑ありませんか。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

4 番、椿原です。防災公園で今待ってますけれど、全く別件で申し訳ないですけども、先ほど増谷議員のほうから保育士さんの確保について質疑がありました。そういった中で、私も来年度4月以降、保育所に入りたいけども枠がないと言われたとか、保育所に入れないという声を聞いているんです。中には湯浅のほうへ行かせてもらったりとか、しばらく待ってくれと言われているというお声も聞いてますけれども、確実にこれは保育士さん、なかなか人数的にしんどいのかなと思っています。

教育部局ともいろいろ話はさせてもらいましたけれども、結局、最終的にやっぱり

待っていただかないとというお声も聞きました。そういった中で町長として、町長は
ずっと待機児童を発生させないように頑張っていくんや、取り組んでいくんやという
お声を聞いてましたし、町長の意向も感じております。

そういった中で人事の抱えている部局にお聞きしたいんですけども、保育士さん、
しっかりもっと確保をやっていただきたいなって思うんです。今、仮に4月に子供を
抱えている方が有田川町に引っ越してきても、保育所に入れられないという状況になっ
てるんですよ。全く入れない、空きがゼロという状態で。これってやっぱり政策として
ちょっとまずいんじゃないかなと思っていて、そこは町長の思いと一致できてない
と思うんですけども、人事で抱えている部局としてどのように考えているかお聞かせ
いただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

椿原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

もちろん、正規職員で全て賄えたら安定してということはあるんです。ただ、いろ
んな予算の関係とかです。正規職員の割合を少しでも多くしていこうというところで、
実際、今年も退職者はいないんですが、2名ほど採用の予定でございます。ただ、御
結婚で遠隔地に行くとかというところで、早期退職者が出てるのも事実でございます。
今後ともそういった面では計画的に採用していきたいと思えます。

そして、会計年度の任用職員でございますが、会計年度任用職員の待遇といいま
すか、処遇を改善することも保育士不足の改善につながっていくことやと思えます。今
回のこの新年度の予算の中にも会計年度任用職員の期末、そして勤勉手当も予算に含
まれてございます。そういった改善もしながら、保育士の確保に努めていけるように
していこうと考えてございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。僕も何もやってくれないとは思ってなくて、一生
懸命取り組んでこられてるなというのは感じています。

けれども実際、現実として保育士さんの確保が今しんどい状況というのは物すごく
ひしひしとこちらにも伝わってくる状況なので、頑張ってはくれていますけれども、さ
らに力を入れていただいて協力していただきたいなと。それこそ役場の人員確保が原
因で、働きに行きたいけども子供を預けられないといった方がないようにしていただ
きたいなと思うんで、そこは要望しておきます。

もう一点、防災公園についてお聞きいたします。

産業建設住民常任委員長という立場もあってあまり発言するのもよくないのかなと思いましたが、やっぱりここは黙ってられないということで、まず土地が県の調査も今入っているというところでありました。というところで、この町議会として持ち主さんと県との間の話をこちらがするのもどうなのかなという思いもありますけれども、今、県がどのような調査をしてくれているのか、どういったところが今クリアになっていないのか、お答えできれば結構です。地主さんと県との間ですから、あと有田川町として何がクリアになれば問題ないという判断ができるのか、そういったところをお答えできれば結構です。答弁を求めます。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

議員の御質疑にお答えします。

今、県が調査しているのは、県条例でこの当該地の埋立てに係るものが条例に係る届出の範疇であるのかどうかということ調査されているという点でございます。

それと、この土地が問題があるかないかということなんですが、まず今調査されているということが、結果、届出の面積内であったというのが一番いいことかなとは思いますが、それで問題ないということなんですが、土地自体、公園に整備していくという中で、最終的に判断されるべきことというのは、その整備が可能な土地なのかどうかということが最終的な判断の基準になろうかと思えます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。それは県条例に違反していないかどうかという調査であるとお聞かせいただきました。

そういった中で、先ほど部長も答弁ありましたけれども、町執行部として都市計画の決定もありまして、ずっと国で定められた基準を満たしながらいろんな手続を粛々と積んできてくださっているなど私も思っています。私もいろんなお声を聞く中で、やり方がおかしいやろ、進み方がおかしいやろというお声もお聞かせいただきましたけれども、そこは確かにもうちょっとこうしたらよかったな、もうちょっと親切にこういうような説明をしてほしかったなという思いもありますけれども、ちゃんと町執行部は手順に沿って今や進めてきてくれると思っています。

ただ最後に1点だけですが、やっぱりこの土地が、実際どうか分からないですけれども、県条例に違反しているかしていないかという今調査中というところもあって、今のまま購入してしまうというわけには絶対にはいかないと思うんです。そこだけしっかりお約束していただきたいなど。県の判断を待って、クリアになってから購入

するということだけ、この場でお約束していただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

御質疑にお答えいたします。

県の調査中ということで、議員おっしゃるとおり、そこら辺がクリアになって整備ができるような状態になるまでは、その予算の執行というのは見合わせたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑ありませんか。

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

先ほどからいろいろお聞きしてありますが、池の防災公園の話なんですけど、私の考えは、県がオーケー出た時点でもう一度考えたらどうでしょうか、今、椿原議員が言ったように。殿井議員が先ほどおっしゃった、一旦予算をつけて、もし県がバツになったらやめるとか、ちょっとそれはあれやと思うんで、町長を信用するとか信用しないとかの問題やなしに、一番いいのはちょっと立ち止まって考えたほうが一番いい得策じゃないか。私の考えはそう思います。竹中部長、お願いします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

今回の公園整備については、有田川町の都市計画の中の事業でございます。都市計画の事業を今まで何年もかけて進めてきたわけですけども、その中において粛々と審議会等にも協議していただきまして、お答えをいただいた上での話ですので、予算に計上させていただくという点につきましては、お認めいただきたいと思っております。

それと、議員皆さんの中に懸念されるところがあるかと思っておりますけど、その部分については予算の執行というものを、今そこら辺がクリアになるまでは執行しないという形でいきたいなと、そのようにお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

防災公園って言うんだったら、今の藤並城の跡とか奥村の試験場とかいっぱいいい場所もあると思うんで、その辺も含めて考えて、私はもう立ち止まって、もう一回、

ゼロから考えたほうがいいように思いますけどいかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

当該地はいろんな角度から見ましても、非常に公園としても、防災上としても、立地条件等を見ましても非常に恵まれたところであると認識してございます。ですので、計画としましては、このまま進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑ございませんか。

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

先ほどから、この土地の購入ということでいろいろと質疑出ておりますが、私としても消防団員の1名である以上は、防災公園というのは非常に注視しております。また、この新しい大型車両、これもこの有田川町に来るということの中で、どこに置いたらいいかということの中でいろいろと問題視され、結果的には消防本部のほうに置くということになりましたけども、防災ということに関したら、この池の購入ということに対しては、私自身はあれは完全にクリアできれば非常にすばらしい土地だなとは私自身も思っております。

しかしながら、今現在、皆さん方の質疑の中にもありますとおり、クリアということにはまだ県が出してくれてないということになれば、もう一度立ち止まって、後ろを振り向いて、本当にこれがよかったんか、悪かったんか、そういうことを考えなければいけない時期に来てるんじゃないだろうか。

また、我々議員は、執行部のための議員ではなく、町民のための議員であるということを胸に刻んでおいていただきたい。町民から、反対した理由、賛成した理由、あなたはどんな理由で賛成したの、どんな理由で反対したのと言われたときに、答えが出ないようなことになったらどうしようもない。だからこそ立ち止まって考えていただき、そしてまた執行部側からもちゃんとした理由、説明、それをしていただかなければ私どもは、賛成とか反対とかはできない状況であるわけです。それを執行部側も考えていただいて進めていってほしい、このように思います。これは私からの要望でございますので、答弁は要りません。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はございませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

暫時休憩を求めます。よろしいですか。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時14分

再開 10時40分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

質疑を続けます。ほかに質疑はございませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

先ほど、竹中部長のほうから総計予算主義ということで、当初に予算が上がってなかったらそれはできへんよというのは、おっしゃられていたというのは分かるんですけども、それを言い出したら、総計予算主義で今度の10月からやろうと考えているけども、今、当初予算に計上されていない給食費の免除というのも当初に載ってこないとおかしいんじゃないですか。

だから、総計予算主義というのはいろいろあると思うんですけども、補正でという部分も十分ありますから、それを上げないとおかしいということもあり、補正で上げることもできるから、ここから減額するべきやということを思ってるんですけどいかがですか。竹中部長、お答えいただきたいです。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

私、先ほど申し上げましたのは、もう既に予定されている事業でありますので、予算に計上するのが原則というような形で申し上げさせてもらったんです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ここで議題となっています、令和6年度有田川町一般会計予算に対する修正の動議

を提出させていただきます。

○議長（谷畑 進）

ただいま栗山昌之君より修正の動議を提出したいとの発言がありました。会議規則第17条第2項の規定により、議長へ文書での提出を求めます。

（2番 栗山昌之 修正案を提出）

○議長（谷畑 進）

ただいま議案第7号に対し、栗山昌之君、濃添勇作君より修正の動議が提出され、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により動議は成立しました。事務局職員に修正案を配付させます。そのままお待ちください。

（事務局職員 修正案を配布）

○議長（谷畑 進）

それでは、これより栗山昌之君、濃添勇作君より、議案第7号、令和6年度有田川町一般会計予算に対する修正動議が提出されましたので、修正案について、発議者に修正案の説明を求めます。

発議者、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それでは、発議の内容を説明させていただきます。

本日ここに、令和6年3月5日提案された令和6年度当初予算の修正動議を提出いたしましたので、提案の内容及び理由を説明させていただきます。

提案内容は、令和6年当初予算で提案がありました、歳出、8款土木費、4項都市計画費に計上されている防災公園整備事業としての設計監理委託料5,400万円と土地購入費の4億円について、当該用地が和歌山県条例の「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不正処理防止に関する条例」における特定事業の許可を得ず埋立てを行った疑義が生じております。

歳入については、国庫補助金1億6,033万3,000円及び財政調整基金2億9,294万7,000円が必要となり、町民の大事な基金を取り崩すこともいかなものかと考えております。このため、以上の金額を予算から削減する修正動議を提出させていただきました。なお、一般財源での支出についての調整は予備費で行うこととしております。

提案理由について、現在、県ではこの用地の埋立て内容等の確認や調査を行っているように聞いております。このため、県条例違反による埋立てが行われた土地であれば、当然のことながら当該土地を購入することは問題であり、県での調査等で条例違反が行われていないことが確認されたら、その後に購入計画を立てて予算計上を行うべきであると考えております。

町内に都市公園、防災公園というのが必要であるということは賛同しておりますが、どこの地区に設置するのかなど、地域の配置や規模を慎重に検討する必要があると考

えます。また、都市公園であれば、産業建設住民常任委員会での説明だけでいいのですが、防災公園と銘打っている以上、防災担当の総務文教福祉常任委員会での計画説明が行われる必要があります。しかしながら、十分な説明は行われておりません。

以上のことから、当初予算から設計監理委託料5,400万円と土地購入費の4億円を減する修正動議を提出いたしました。

なお、購入予定の土地が問題ない土地と判明した時点で、補正による予算計上を行うべきと考えております。

以上、提案議案の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

発議者からの修正案の説明が終わりました。

これより、修正案の発議者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

ただいまの修正動議に対して質疑を行います。

まず、議会運営委員会の委員長として質疑を行います。議会運営委員会において、この今出ました何に2名になってますね。これ議会調整のために質疑したのは、ここへ林議員が入ってましたね、最初の登録のときに。入ってます、印鑑を見まして、僕が議会運営委員会のとき、林議員もこれへ印鑑を押して入っているのを議長も見ていますし、僕も見てます。

それで今見ましたら、2名に減っているのは、これはいかなもんかと思ったんで、一応議会運営委員会ですべてここに代入しますので、追加議案として議会運営委員会を開いてこれを代入しますので、そのとき林議員が入ってますね。それは削除されたという解釈でいいんかどうか。入ってませんって、入ってましたよ、林議員。それは、そんなことを言うたらおかしいですよ。入ってました。僕は見ましたんで。林議員の印鑑を、あそこで何してんのは入ってたと思います。それはそれで、後で説明してくれましたら結構です。

その質疑で、今、議員から動議が出されましたけど、県があんたの土地を3,000平米以内、分かりますか、県条例で3,000平米以内の場合は、県が立ち会わなくてもどうぞということなんです。これ分かってますね。あんた、分かってますね。あんたの言いたいのは、3,000平米以上あるんじゃないかと。だから、それでクレームつけてるんですね。今までの一般の全協でそうですね。そやけど3,000平米は許可要らないんです。あんた、県の職員で育ってきてますね。それぐらいの3,000平米以内は県許可は要らないということは認識してますね。

今の質疑、今の動議、許可どうのこうのと言うてませんでしたか。あんた県職でありながら、3,000平米以内の埋立ての土地は、県は許可を出さなくても執行できま

すよという規則になってますね。それは御存じですか。だから、許可は要らないということ。その点について、僕はこれで3回のうち1回使うんですけど、そういう関連で町の認識の町長から議長、答弁を求めたいと思いますが御了承願えますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この件につきましては、議員の皆さん方にいろんな御心配やら御審議いただいて、本当にありがとうございます。

町としては、この土地はもう町内にある中で最適な土地だということを押さえています。これまでも、この埋立てについては全部県の許可が要りますんで、埋立てについてはその都度その都度県の報告もいただいて、土壌検査もやって、これは大丈夫やということですから進んできておりました。

ところが、最後の3,000平米について、ちょっと区域外へも埋ってるん違うかという県の判断があって、一遍詳しく調べるといって今調べてくれております。もっと早く出してほしいよという話をしてたんですけど、まだ詳しく調査が要るんということ、もう少し待ってくださいということで、恐らく今、県の人事異動もあるので、なかなか進んでないところもあるんですけども、できるだけ早く出してくださいよという話はさせていただいております。

それで、この許可については全く町との関係はございませんし、県が許可することであって、もし県がこれが不適切であかんという土地であれば、購入も予算の執行もいたしません。ただ県の結果を待って、これも全く何の問題もない、執行やってよろしいよと言うのであれば、また皆さん方に御相談もさせていただきますけれども、執行したいという考えで置いているところであります。

それは防災公園というのは、ここ1か所で足るのかといたら、全く足りないと思っています。またいろんなところも防災公園として使えるところは使わせていただきたいと思っています。先月、農協さんのほうも共選の土場を防災公園に使ってくれても結構ですよというようなお話もいただいて、そういうところがたくさんありますんで、ここ1か所のみならず、もう東北の大震災、それからこの間の能登半島の大震災を考えても、すごい瓦礫の山が出るということで、多分あそこだけでは足りないのは事実であります。

これからも、そういうことであくまでもまだ買うとも買わんとも決まってません。県の調査を待って、これは全くここにつくって大丈夫ですよという許可が得られれば、早急に執行していきたいなと思っています。また、県の調査については、議員の皆さん方にも随時御相談をさせていただいて、今ここまで進んでいるということは御報告をさせていただきたいと思います。

ただ、この土地は本当に利便性から言って、面積から言って、有田川町にもうああ

いう土地は恐らくないと思っています。それで町としては、ここが最適な土地やなどということで計画を進めてるんですけども、不穏な土地であれば、これはもう一切買うことも執行することもございませんので、そこは御安心をいただきたい、これはもう確約をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

先ほどの質疑に対して。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

殿井議員がおっしゃられた3,000平米以内だったら申請は要らないという話は十分理解しております。ただ、この3,000平米という部分についても、振興局の保健所の担当部局のほうに相談にあがってという状況というのも聞いております。そして、その担当のほうからは、再三にわたり申請を行ってくださいと依頼したけども申請はしてくれなかったというような内容も聞いております。

それと3,000平米云々という話なんですけども、池の埋まった、池から上に出ている面積が3,000平米ということではございません。だから当然、あそこをもし3,000平米の中で作業をしようと思えば、鉄板で外へ土が流れないようにしてるとか、コンクリートで固めてるとか、そういうものがあってしかるべきやと思うんですけども、そういうような心配が全くないと聞いております。ということは、例えば45度ぐらいでずっと土が流れていれば、その面積も当然入る話なんで、だから3,000平米ということで収まっているのではないだろうということは十分に推測できる状況です。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

それはあんたの構想でしょう。だから、それを今現在、3,000平米以下か以上かを調べてもろうてるのに時間がかかってるんです。あの土地はどうかの時間をかけてるん違いますよ。あんたがその質疑言うて、湯浅の振興局へ言うて、局長が3,000平米以上やと言うてるんやって、あいつ何言うてんのな、頭でもくわいちゃろうかってあんた言うてたやんか、そうやろ。そんな問題と違う言うてましたやろ、はっきり。あんた言うてましたやんか。あいつ、局長は3,000平米以上やって、そんなばかな。だから、それを検査してもらうのに今まで待ってるんですよ。土の検査より3,000平米以内であったら、県はいいんです。だから、それをきっちりと数量的に出すために、今3,000平米以内か以上か、1回目の調査入って、それでもう一回入って、4月の中頃にその3,000平米以下か以上かということに対して

の結論が出るということです。分かってもらえますか。

だから、あんたが今言うてんのは、あんた自身の構想で3,000平米以上あるんじゃないか、県が3,000平米以内やから県がタッチせんでも、それは許可は必要ないです、3,000平米以内やったらやっていただけますということで県が許可を下ろしてないのは、これは事実なんです。だから、あんたが言うてるように、3,000平米あるかないかの返答を今現在待ってるんですよ。土地の資質をどうのこうのということじゃないんですよ、はっきり言うて。だから、それを理解せんようにきっちりしたことでやっていただかんと、あんたの構想で物言われたら。

そのあんたが言うてることは、ここじゃないんです。許可どうのこうのを望んでんのは、あんたはここへ言うてますけど、県なんです。あんたそれ一番県職でいてて、そういうことは一番よう御存じな話です。県と地権者がそれを相談するんですよ、そうでしょう。ここと違いますよ、判断するのは。有田川町長、副町長、総務政策部長、ここが判断するんですか。これは県の問題で、今質疑してるのは、あんたが出そうとしてるのは県へ言うてくださいよ。

だから、県へこちらが言うてるから、県の答えが今1回出て、もう一回やりますということで我々は待ってるんです。そういうことでしょう。あんたそれも承知でしょう。あんた言うてるのは、ここで動議出して、ここでどうこうできやんでしょう。それは県の答えが出てから、それに対しての何をやってくれたらいいんですよ。今現在、うちの町長や執行部にこうこうやと言うたところで、仮にこれ3,000平米以内であったら、県が言うとおりにそれでいい。だから、そのときには予算を執行します。だから、それがもし問題で3,000平米以上になれば、その土地を3,000平米以内か、それからまた新たに申告して県へ言うて白になったら、そのときには予算を執行します、そういうふうに言うてるんですよ。あがの臆測で、あがが物を言うたらいかん。平米でこんなんして土が流れてるやて、そんなこと関係ないでしょう。それは県の問題なんです。あんた個人が言うてるだけのことで、そういうことでしょう。

今まで全員協議会の中で、あんたがそれを主張してましたけど、要はあの土どうのこうのじゃなしに、3,000平米以上があったら、これ県が立ち入ります。だけど、県が3,000平米以内やから、そういう検査は必要ないですという格好で今やって、それを見守ってるということです。あんたの解釈は、その土地にいわくがあるって言うて、それ何のいわくですか。土地の中に何かいわくがあるもんが埋まってるとか、そういう関連の質疑やったらおかしくないですけど、今言うてるのは、あんたは3,000平米のことばかり言うてたやんか。だから、それは県の問題で、ここでどうのこうのって言われても返答しかねますやろ、はっきり言って執行部は。その点はどうですか。

○議長（谷畑 進）

1番、濃添勇作君。

○1 番（濃添勇作）

これ県にもう確認とって、3, 000 平米以上であるという証言いただいています。以上です。

○議長（谷畑 進）

15 番、殿井堯君。

○15 番（殿井 堯）

3 回目になりますね。それ濃添議員、えらいことですよ、そんなこと言うたら。その3, 000 平米以上あると断言できたら、県はもう3, 000 平米以上を認めたということですね。そうでないですね、今の執行するのは、違いますね。それは完全にあんなこと言うて、あが責任持てますか。県が3, 000 平米あるということを誰が言いましたか。県の職員で誰があんたにその3, 000 平米あるということを言いましたか。それしかし、そんなことを言うたらえらいことになりますよ。県が偽証してようになりますよ。あんたに3, 000 平米以上埋立てはありますということは、県の職員が言うたんですね。誰が言いましたか。それは大きな問題ですよ。そうやないと、県が法的に違反して、3, 000 平米あるのに3, 000 平米以内っていう、そんなことをあんた、議事録に残りますよ、これ。

〔1 番 濃添勇作「それは構わない言うてる」〕

○15 番（殿井 堯）

待てよ、人が質疑してんのに。あんたの番が回ってきたら、手を上げてやってくださいよ。あんたそれ、しかし今、議長、今のこれ議事録に残して、県が3, 000 平米以上あるっていうことを断言したということの、これは物すごい重たい事実ですよ。だからそれを一遍、県の誰が言うたか、県のどのような人があんたに言うたか答弁してくださいよ。

○議長（谷畑 進）

1 番、濃添勇作君。

○1 番（濃添勇作）

.....

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

まず初めに、産業建設住民常任委員会の委員長として、先ほど栗山議員の提案の説明にありました総務文教住民常任委員会で説明されていないということでありました。総務文教でも説明されてないかもしれませんが、全員協議会で先日一応説明をさせていただいております。けれども、そこはやっぱり御理解をいただくまでに至らなかった、またそこは産業建設住民常任委員長として配慮が足りなかったところであっ

たことをまずおわびさせていただきます。

それと同時に、執行部に対しても、やはりそこまで説明ができなかった、御理解いただけなかったというところについては、担当部局としてもしっかりと反省していただきたいところだなと私は思います。

3点お聞きさせていただきたいんですけども、まず、栗山議員にです。

条例の許可を得ずに行っていたということでありましたけれども、ここはどのような許可が必要で、どの部分が許可を得られていなかったのかということをお聞かせいただきたいのと、あと執行部に対しては、栗山議員がおっしゃった、県が事業者に申請をしてくれということを再三お伝えしたにもかかわらず対応がなされなかったということが事実なのかどうか。

また、濃添議員がおっしゃった、県が3,000平米以上であると言っていると、
.....名前も出ましたけれども、ここが事実なのかどうか、至急事実確認を取っていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

まず、県条例で「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」というのがあります。その条例の中で、ちょっと今、条文を手元に置いていないのははっきりしたことは言えませんが、まず3,000平米以上の埋立てを行う場合には、県の特定事業ということで認定を受けなければならないというのがあります。それが、言うたら特定を受けていないという話なんです、それも振興局のほうの担当に聞きましたら、先ほど言いましたように、再三申請を上げてくださいと言いましたが上げてきていただけていないという回答を得ています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ということは、全ては3,000平米以下かどうかというところが多分論点になってくるのかなと、今のことをお聞きすると感じました。ということは、事業者の方が今3,000平米以下だという判断をしているのであれば、事業者側は恐らく許可を取る必要がないという認識でよろしいですね。

というのと、ちょっと暫時休憩していただいて、これ至急、先ほどおっしゃった件の確認をとっていただけますか。そこだけちょっと、暫時休憩を求めます。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時09分

再開 11時38分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

それでは続けます。

先ほどの椿原議員への答弁をお願いします。

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

質疑にお答えいたします。

まず最初に、湯浅保健所の担当課においての埋立てに関する指導でありますけれども、3,000平米以上になるのであれば申請を出してくださいというような話でしたが、3,000平米を超えてることを前提に話をされてるわけではないということでした。

それともう一点は、県庁の担当課の職員の発言についてなんですけども、3,000平米を超えてるか超えてないか調査中ですということ、それを前提に話をされてあって、3,000平米を超えてるということを前提に話をされてるわけではなかったということです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございました。

我々も憶測で話をするわけにはいなくて、この正式な場でしっかりと事実確認を行った上で議論していかなければならないので、ちょっと時間はかかってしまいましたが確認させていただきました。ありがとうございました。

答弁の中では、県が再三申請してくれということを書いていない、3,000平米を超えるなら申請してくださいねという話しかしていないという事実が1点、県が3,

000平米を超えていると言ったことは言ってなくて、あくまでも調査中だという答弁と事実確認をさせていただきました。この事実に基づいた上で、この部分に関してもそうですけれども、あくまでもここは町ではなくて地権者と県の話になってきます。なので我々は、やっぱり町として防災公園が必要なのかどうかといったことも、そこが一番大前提として議論していければなと思っております。確認ありがとうございました。答弁は結構です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

ここで確認ですけれども、先ほど町長は疑義が晴れる、ちゃんとオーケーやというまで予算は使わないよということやったんですけれども、町長から再度そういう約束というか、しっかりとした答弁を僕は求めてこの場を収めたいと思いますので、町長、もしよろしかったら答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この問題につきまして、本当に皆さん方に御心配やら御議論いただいて本当にありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、町としてはこの土地は最適やという思いで、あそこで防災公園をやりたいなという思いがあったんですけれども、県が今まだ確認中やということで、できるだけ早く答えが欲しいよと言うてますけれども、県も異動で若干遅れると思います。

県がこれは全く白ですという以外は、絶対予算も執行はしないということは、これはもう確約をさせていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

町長、答弁してもうてありがとうございます。今、僕も町長の答弁を聞いて腹は決めましたので、すみませんがどうかよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから修正案について討論を行います。討論の順番は、まず初めに、修正案に反対者、次に修正案に賛成者の順で行います。

それでは、修正案に反対者の発言を許可します。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

議案第7号、令和6年度有田川町一般会計予算に対する修正動議というところで、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、有田川町として当然ながら防災公園は必要であるといった議論でありました。そこは修正案の申請理由の中でも上がってきました。そういったことを考える中で、まず総計予算主義の原則という点から考えると、まず今年度に使うであろう予算は計上すべきであると私も考えております。当初予算で計上されていなくて、補正予算で上がってきた場合、恐らくなぜ補正予算やねんといった議論がまずあると思います。それは当然ながらで、金額が大きいわけですから、当初からしっかり計画を進めながらやっていくべきだと考えております。

そして、土地の疑惑という点も、先ほど部長から答弁がありました。まだ確認中のところはありますけれども、ここは町長のほうでも白にならない限りは執行しない、クリアになるまで執行しないといった約束もいただきました。よって1番は、今、防災というところでまず待ったなしの政策だということも踏まえて、今回、議案の修正動議に対しては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

ほかに修正案についての討論はありますか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

反対の立場からやらさせていただきます。

賛成の立場から討論がないので、椿原議員と一緒に反対の討論をさせていただきます。

これ目的は何か、何でこないなってるんか、全く町長の答弁とあんたの答弁が同じ方向を向いてるということですよ。ただ、今調査中を待って執行しますと。だけど調査中を止めて、これを議案から外してあんたらが今やれと言うてるんです。結局、森谷君からの質疑で、町長は色がついてるときには執行はしないと言うてくれるんだから、多分そういう答弁を聞いて、あんたらが今度は賛成の立場から討論が出てこなかったと思います。

そやけど現状を把握してください。だから、今の現状で防災公園に対しては反対と違うということですね。提出者はそうですね。濃添君もそうですね。防災公園は結構

ですと。そやけど土地に関しては反対やと。だからその土地に関して町長が答弁しました。白になるまでは執行しないと、ここの議会で一番首長がそれを答弁するんやから、ここを信じるべきやと思います。だから色ついてるのに執行すれば何ていうことになって、議員が皆聞いてるんで、それは町長も執行できないでしょう、議会は。議会のみんなは、それが出てきてからの判断でやりますと言うてくれてるんやから、色のついたままで賛成の議員は誰もいてませんよ、そういうことは。だから同じ理屈なんです。

でも、あんたが県の職員であつたら、予算はどういうふうにとり取って、予算はどういうふうにするかということは当然分かってるはずなんです。行政事業の場合、予算は先つけます。そうでしょう、当然です、それは分かってるでしょう。だから、その予算をつけて執行するかせんかは、町長が今答弁なったように、もし色が出たら執行せんということを皆議員の前で町長が約束してるんやから、よもや中山正隆がそれを裏切って、色ついてるのにえいやっていくということはないでしょう。そういうことで、これから我々は議員としてしっかりと勉強して、引くところは引く、押すところは押すというしっかりした態度でやらんと、何もかんも一緒になってわっというような格好では、議員の資質を問われます。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

以上です。

○議長（谷畑 進）

.....
.....
.....
.....
.....

○議長（谷畑 進）

ほかに修正案についての討論はありませんか。

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

動議に賛成の立場からちょっと言わせてもらいます。

もちろん、町長の白だったら進む、これは物すごいいいんですけれども、万が一黒の場合、もし黒ということになれば町が物すごい恥をかくと思います、私は個人的に言うんですけど。それでできたら修正していただきたいなということでもあります。

終わります。

○議長（谷畑 進）

ほかに修正案についての討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、栗山昌之君、濃添勇作君より提出された議案第7号、令和6年度有田川町一般会計予算に対する修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（谷畑 進）

挙手少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

これから、原案令和6年度有田川町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第6号について、私は今回初めて賛成の立場で討論させていただきます。

私はこれまで一般会計当初予算には賛成したことがありませんでした。それは国の方針、特に町民の皆さんにとってよくない内容が含まれていた経過があります。しかし、今回は防災公園を巡って修正動議が出されましたので苦渋の決断をいたしました。

今、東南海・南海地震の発生確率が極めて高くなってきており、防災上の対策がどうしても必要であります。特に家屋の倒壊が一番困るのが皆さんでありますし、そしてとりわけ復興住宅の建築場所なんか、これは探すのは大変困難でありますから、そういう点から見ても大変妥当なことになると考えます。これだけの用地を確保するのはなかなか困難であります。また、ふだん多くの方が憩いの場所という点にもなりませんから、またどうしてもできない事由が仮に発生したとすれば、それはそのまま不用額として落とせば済む問題であります。予算というのは年間を通じての判断になりますから、そういう点でも十分対応できます。

第一ややこしいというのであれば、そんな土地をそもそも町は買うでしょうか。性善説でありますけれども、以上の理由により私は賛成の討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第8号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、議案第8号、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第8号について質疑をさせていただきます。2点ばかりします。

まず、未就学児の均等割額ですけれども、これは半分要らなくなったと思うんですけども、これを当面、中学生まで無料化の引上げを求めたいんですが、ぜひとも国へ上げていただきたい。これが1点。

もう一つは、引き続き健康保険証の問題なんですけど、マイナンバーカードへひっつけようとしておりますけれども、やはり私は紙ベースでの発行を求めたいと思います。今この問題をめぐっているいろいろトラブルが起こっているのも事実でありますから、県や市町村の状況も含めていかがでしょうか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、未就学児の均等割を中学生までの無償化にどうかという御質問ですけども、今後は町村会等の議会を通じ、必要な財源や対象年齢の拡大などを要望していきたいと考えております。

また、2点目の紙ベースでの保険証の発行をということなんですけども、こちらにつきましても、マイナンバーカードを持たれていない方やマイナンバーカードを保険証とひもづけされていない方につきましても、紙ベースの資格確認証を発行予定です。これは全国で同じ対応をしています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

討論はもうせんとくよって、ここでもう今回、税の一部改正でここかなり上がると思うんですよ。大方の世帯で今度は上がりますね。これは当局から言うと仕方ないという判断だろうと思うんですが、今後このままずっと毎年のように上がっていく可能性もあります。ですから、根本的な問題として、国に対して国庫負担金、元の45%へ戻すことが最前提でありますから、こういう点でもぜひ国へ上げていただいて求めたいと思いますが、国保会計の引下げに私は賛成できないので、そういう点も含めて求めておきたいと思います。ぜひ町長、国へ求めてください。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

国保会計の引下げについては、公費をできるだけ投入してもらおうというのは基本だと思います。このことについては、もうずっと以前から毎回毎回国のほうへ公費の適正な投入というのを要望しております。1回だけ上げてくれて増やしてくれたんですけども、まだまだこれから上がってくるということでもありますんで、また国のほうへ強気に働きかけたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第9号……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、議案第9号、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第9号について質疑をさせていただきます。

これは後期高齢者医療制度でありますけれども、被保険者数が1月31日現在で4,708人です。それで所得100万円以下の人数ですが、4,290人になりますから、何と100万円以下の比率が91.2%も占めております。去年は5月1日で3,680人の78.6%ですから、かなりこれも比率が上がってきている点があります。

また去年、3,499人の74.7%から3,550人の75.4%にも増えております。それで広域連合の剰余金20億円を使うということではありますが、それでも1人当たりの平均保険料額は6万4,718円から7万5,263円の1万545円も引き上がるということになります。そんな中で出産育児一時金の財源として後期高齢者医療からも一部取っていくという計算になっております。

以上の点でいかがでしょうか。これはどうですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

出産一時金の一部について後期高齢者が負担しなければいけないかという御質問ですけれども、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症下で出生数が将来人口推計よりも7年近く早く減少するなどの危機的な状況であるため、少子化を克服して子育てを社会全体で支援する観点から、令和5年5月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が公布され、それによって後期高齢者制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されたことによります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時03分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第11 議案第10号……………

○議長（谷畑 進）

日程第11、議案第10号、令和6年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第11号……………

○議長（谷畑 進）

日程第12、議案第11号、令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第12号……………

○議長（谷畑 進）

日程第13、議案第12号、令和6年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第13号……………

○議長（谷畑 進）

日程第14、議案第13号、令和6年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第14号……………

○議長（谷畑 進）

日程第15、議案第14号、令和6年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第15号……………

○議長（谷畑 進）

日程第16、議案第15号、令和6年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第16号……………

○議長（谷畑 進）

日程第17、議案第16号、令和6年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第17号……………

○議長（谷畑 進）

日程第18、議案第17号、令和6年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第18号……………

○議長（谷畑 進）

日程第19、議案第18号、令和6年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第19号……………

○議長（谷畑 進）

日程第20、議案第19号、令和6年度有田川町簡易水道事業会計予算を議題とし

ます。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第21 議案第20号……………

○議長（谷畑 進）

日程第21、議案第20号、令和6年度有田川町下水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第22 議案第21号……………

○議長（谷畑 進）

日程第22、議案第21号、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第23 議案第22号……………

○議長（谷畑 進）

日程第23、議案第22号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第24 議案第23号……………

○議長（谷畑 進）

日程第24、議案第23号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第25 議案第24号……………

○議長（谷畑 進）

日程第25、議案第24号、有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第26 議案第25号……………

○議長（谷畑 進）

日程第26、議案第25号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第27 議案第26号……………

○議長（谷畑 進）

日程第27、議案第26号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第28 議案第27号……………

○議長（谷畑 進）

日程第28、議案第27号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第29 議案第28号……………

○議長（谷畑 進）

日程第29、議案第28号、有田川町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第30 議案第29号……………

○議長（谷畑 進）

日程第30、議案第29号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第30号……………

○議長（谷畑 進）

日程第31、議案第30号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第31号……………

○議長（谷畑 進）

日程第32、議案第31号、有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資

格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第32号……………

○議長（谷畑 進）

日程第33、議案第32号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時15分

再開 13時15分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

ここで一時議事を中断します。

長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆様が、3月31日をもって退職されます。

総務政策部長より退職される皆様の役職及び氏名を紹介したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

それでは、本年度末、3月31日付をもちまして退職する部長級・課長級の職員を紹介させていただきます。

産業振興部長、細野正人です。

消防長、高井永行です。

建設環境部長、竹中幸生です。

住民税務部長、青石万紀子です。

企画調整課長、林光彦です。

こども教育課長、富山真紀です。

社会教育課長、山添浩伸です。

以上、7名です。

○議長（谷畑 進）

退職者を代表して、産業振興部長、細野正人君から挨拶の申出がありましたので許可します。

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして御挨拶させていただきます。

本日は、私たちのために議場における貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。長く続いたコロナ禍も、昨年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、まだまだ全国的に経済状況に影響が残っているものの、ようやくコロナ禍前の明るい兆しが見え始めてまいりました。

さて、ここにおります私たち7名とほか12名の計19名が、この3月末日をもって有田川町職を退職いたします。私たちはそれぞれの思いを胸に、奉職して以来長い間務めさせていただけたのも、ひとえに議員皆様の心温まる御指導、御鞭撻のおかげ

と深く感謝申し上げます。

吉備町・金屋町・清水町が合併して有田川町が誕生し、本年で18年が経過いたしました。私たちはこの有田川町の発展に微力ながらも協力でき、大過なく退職できることをうれしく思っております。それもこれも議員の皆様方、中山町長をはじめとする町執行部の皆様の御指導、御協力に支えられてのことと深く感謝しております。

退職後は、それぞれ新たな道を歩むこととなりますが、どこかで有田川町の発展に協力できればと思っておりますので、今後とも変わらぬ御厚情、お付き合いのほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、議員の皆様並びに有田川町執行部の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げますとともに、有田川町の今後ますますの発展を切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（谷畑 進）

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げます。本当にありがとうございました。

どうか健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでした。

(拍手)

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時21分

再開 14時34分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第34 常任委員の選任……………

○議長（谷畑 進）

日程第34、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長において指名したいと思います。

総務文教福祉常任委員に、濃添勇作君、栗山昌之君、星田仁志君、谷畑進、林宣男

君、森谷信哉君、堀江眞智子君、以上、7人であります。

次に、産業建設住民常任委員に、本下雅敏君、椿原竜二君、中島詳裕君、西弘義君、岡省吾君、増谷憲君、殿井堯君、以上7人であります。

次に、広報広聴常任委員に、本下雅敏君、椿原竜二君、中島詳裕君、岡省吾君、増谷憲君、以上5人であります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 14時36分

再開 14時36分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第35 議会運営委員の選任……………

○議長（谷畑 進）

日程第35、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長により指名したいと思います。

議会運営委員に、椿原竜二君、星田仁志君、岡省吾君、森谷信哉君、増谷憲君、殿井堯君、以上6人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時37分

再開 14時37分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

議長より報告します。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会から、正副委員長について互選された結果の報告を受けていますので報告いたします。

総務文教福祉常任委員長に星田仁志君、副委員長に林宣男君、産業建設住民常任委員長に椿原竜二君、副委員長に西弘義君、広報広聴常任委員長に増谷憲君、副委員長に本下雅敏君、議会運営委員長に殿井堯君、副委員長に森谷信哉君、国道・国土強靱化対策特別委員長に岡省吾君、副委員長に堀江眞智子君、以上の方々が、それぞれ委員長、副委員長に決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時37分

再開 14時38分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第36、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第37 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第37、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第38 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第38、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第39 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第39、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第40 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第40、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理

を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和6年第1回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 14時42分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            谷   畑            進

10 番 議 員            林            宣 男

12 番 議 員            森   谷   信   哉